

令和 8 年度第 1 回一関市地域クラブ活動推進協議会

日時：令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 1 時 30 分から 3 時

場所：一関市役所本庁議会棟第 3 会議室

委嘱状交付

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 会長、副会長の選任について

4 協議事項

(1) 令和 8 年度の部活動の地域展開に向けた取組について

(2) その他

5 閉 会

一関市地域クラブ活動推進協議会委員名簿

No.	団体名	委員	ふりがな	所属団体の役職等
1		小野寺 愛人	おのでら ちかと	
2		千葉 雅子	ちば まさこ	
3		藤森 泰子	ふじもり たいこ	
4		佐々木 伸也	ささき のぶや	
5		佐藤 拓史	さとう たくし	
6		須藤 淳	すとう じゅん	
7		小野寺 新吾	おのでら しんご	
8		菅原 秀介	すがわら しゅうすけ	
9		伊藤 ゆき	いとう ゆき	
10		佐藤 義行	さとう よしゆき	
11		白石 理恵	しらいし りえ	
12		清田 博美	きよた ひろみ	

事務局

No.	所属部署	氏名	ふりがな	所属部署の役職
1	まちづくり推進部	松田 京士	まつだ けいし	部長
2	まちづくり推進部いきがいづくり課	小野寺 和宏	おのでら かずひろ	課長
3	まちづくり推進部いきがいづくり課	横山 圭	よこやま けい	いきがいづくり係長
4	まちづくり推進部いきがいづくり課	小笠原 美音	おがさわら みお	主事
5	まちづくり推進部スポーツ振興課	平石 剛	ひらいし つよし	次長兼課長
6	まちづくり推進部スポーツ振興課	小野寺 孝良	おのでら たかよし	課長補佐兼スポーツ施設係長
7	まちづくり推進部スポーツ振興課	濱井 大輔	はまい だいすけ	スポーツ交流係長
8	まちづくり推進部スポーツ振興課	阿部 和恵	あべ かずえ	主査
9	教育委員会事務局	千葉 せつ子	ちば せつこ	教育次長
10	教育委員会事務局学校教育課	和賀 真樹	わが まさき	副参事兼課長
11	教育委員会事務局学校教育課	千葉 真	ちば しん	主幹
12	教育委員会事務局学校教育課	久保木 賢	くぼき けん	主任指導主事
13	教育委員会事務局学校教育課	佐藤 友紀	さとう ゆき	指導主事

令和 8 年度の部活動の地域展開に向けた取組について

1 （仮称）一関市地域クラブ活動推進計画の策定

(1) 策定理由

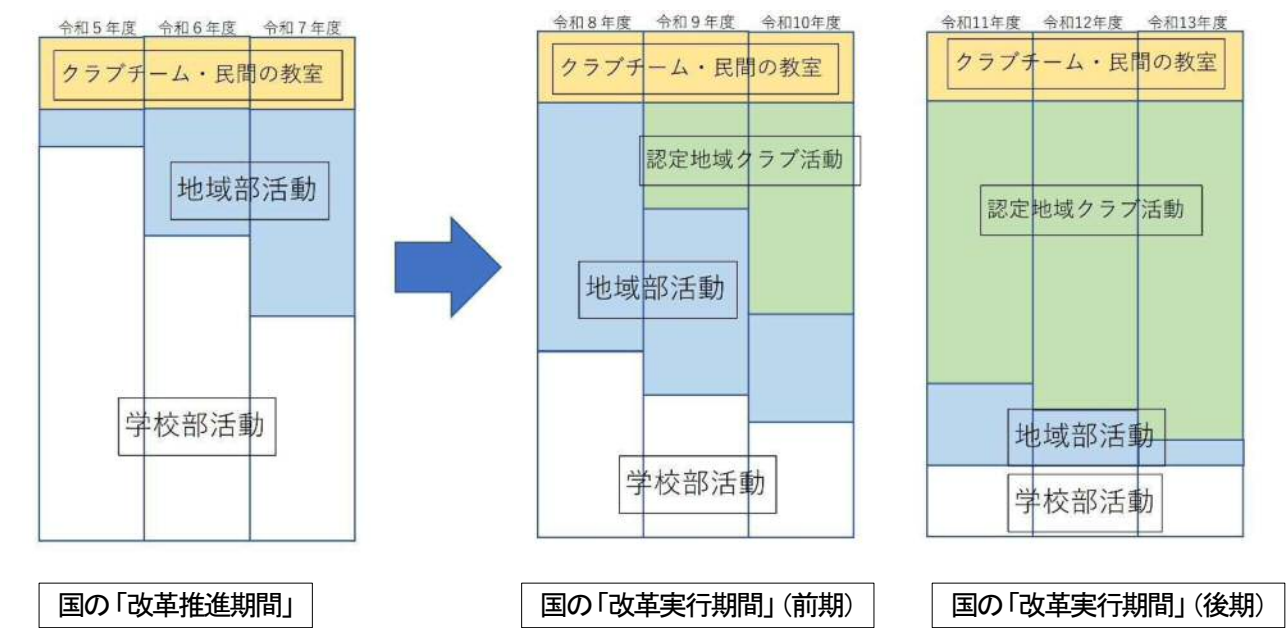
令和 7 年 12 月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の中で、市区町村等は、幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、**推進計画等の策定により**、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知することが求められると示されている。

このことから、本市における部活動の地域展開で目指す姿を明確にし、そのための具体的な方針等をまとめた推進計画を策定し、円滑な地域展開の推進を図る。

(2) 推進計画に記載する予定の内容

- ① 計画策定の趣旨
- ② 本市における部活動の現状
- ③ 基本目標と基本方針
- ④ 地域展開の方向性
- ⑤ 地域展開のスケジュール（ロードマップ）

(3) 本市における地域展開のイメージ



※地域クラブ活動は、国のガイドラインが示す認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となる。

(4) 現状・ニーズ等の把握

部活動の現状と関係者のニーズ等を把握するため、次のことを行う。

① 計画策定に係るアンケート調査の実施

対象：小学校 5・6 年生児童とその保護者
中学校 1・2 年生生徒とその保護者
中学校教員

期間：令和 8 年 5 月下旬 ～ 6 月中旬

② 計画策定に係る地域部活動登録団体との懇談会（ワークショップ）

期日：令和 8 年 7 月 2 日（木）千厩市民センター

令和 8 年 7 月 9 日（木）一関ヒロセユードーム

対象：地域部活動登録団体の関係者、担当教員（顧問）

③ 計画策定に係るスポーツ・文化芸術関係団体との懇談会（ワークショップ）

期日：令和 8 年 8 月 6 日（木）一関ヒロセユードーム

対象：一関市スポーツ協会、種目別競技協会、一関市芸術文化協会、芸術文化関係団体

2 推進計画の策定と合わせて検討する事項

次の事項を検討するに当たり、委員の皆様からご意見をいただきたい。

(1) 地域クラブ活動に関する認定制度の創設

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続等に基づき、市が「認定地域クラブ活動」として認定する制度の創設について。

(2) 「認定地域クラブ活動」を支援する補助制度の創設

認定地域クラブ活動の運営費は、原則、受益者負担であるが、国が定める認定要件に「低廉な参加費等の設定」があり、認定地域クラブ活動が持続的・安定的に運営されるために必要な補助制度について。

(3) 指導者確保の方策

① 指導者人材バンク

部活動の地域展開における大きな課題である指導者の確保について、地域指導者の掘り起こしやマッチングを支援するための指導者人材バンクの設置の必要性和運用について。

② 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度の創設

指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、適切な資質と能力を備えた指導者を登録する制度の創設について。

3 令和 8 年度の取組のスケジュール

5 月 ○計画策定に係るアンケート調査

○第 1 回一関市地域クラブ活動推進協議会

・令和 8 年度の部活動の地域展開に向けた取組について

7 月 ○計画策定に係る地域部活動登録団体との懇談会（ワークショップ）

8 月 ○計画策定に係るスポーツ・文化芸術関係団体との懇談会（ワークショップ）

10 月 ○第 2 回一関市地域クラブ活動推進協議会

・（仮称）一関市地域クラブ活動推進計画（骨子案）について

・地域クラブ活動に関する認定制度（案）について

・「認定地域クラブ活動」への補助制度（案）について

・指導者確保の方策（案）について

2 月 ○計画策定に係るパブリックコメントの実施

○第 3 回一関市地域クラブ推進協議会

・（仮称）一関市地域クラブ活動推進計画（最終案）について

3 月 ○計画策定、認定制度及び補助制度の決定

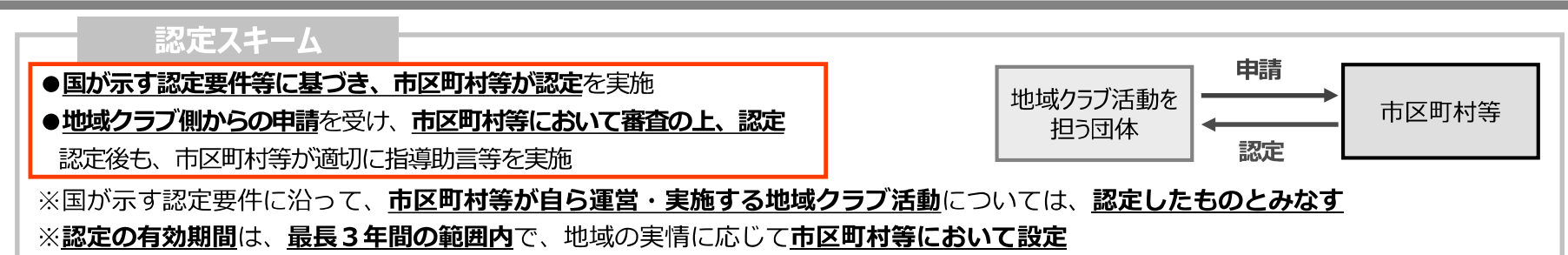
「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

改革の理念等	●急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ●障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ●地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出		
改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	【中間評価】 令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期） 令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）	
取組方針	改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 （中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進） 休日 平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証） ※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要		
認定制度	競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築 【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等 【主な要件】活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内）/ 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか）/ 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等）/ 安全確保 / 学校等との連携		
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	推進体制 各種課題への対応 ニーズ反映・参画促進等	国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等）/ 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）	
部活動の在り方	●適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ●適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ●適切な活動時間・休養日等の設定 ●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
大会等の在り方	●生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ●大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ●生徒の安全確保（熱中症対策等） ●大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）		
関連制度	従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む） 教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど		

2

2

地域クラブ活動に関する認定制度の概要



認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業 ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

3

中学生のスポーツ・文化芸術活動の区分

項目	学校部活動		地域部活動		学校教育外の活動	
	単独	合同	休日型	全日型	クラブチーム・民間の教室	認定地域クラブ活動
運営主体	・学校	・学校 （部員数減少により単独で チーム編成ができない場合）	・平日：学校 ・休日：地域の団体等 （実際は保護者会中心）	・地域の団体等 （実際は保護者会中心）	・地域の団体、民間事業者等	・地域の団体等 例：種目別競技協会、保護者会、 その他任意団体
活動の位置付け	・学校教育の一環		・平日：学校教育の一環 ・休日：社会教育の一環	・社会教育の一環	・社会教育の一環	・社会教育の一環 （競技力向上を主目的としたチー ム・スクール等との区別や質の担 保等の観点から、国のガイドライ ンが示す認定要件等に沿って、市 が認定するもの）
対象者	・在籍校の生徒（学校単位）	・在籍校の生徒 （合同で活動する学校）	・在籍校の生徒（学校単位） （日常練習のみ他校生徒の受入可 の団体あり）	・在籍校の生徒（学校単位） ・在籍校に当該部がない場合に他 校生徒の受入可	・希望する生徒	・希望する全生徒
活動場所	・主に通学する中学校	・主に合同で活動する中学校	・主に通学する中学校 ・公共施設	・主に通学する中学校 ・公共施設	・公共施設	・学校施設 ・公共施設
指導者	・教員（顧問） ・外部指導者		・平日の活動は学校部活動と同じ ・休日は地域の指導者	・地域の指導者	・地域の指導者 ・専門の指導者	・市が認定する地域の指導者
運営費	・学校予算で運営		・学校予算と受益者負担で運営	・受益者負担で運営	・受益者負担で運営	・受益者負担で運営
運営費に対する補助			・一関市地域部活動補助金 （上限5万円）	・一関市地域部活動補助金 （上限10万円）	・なし	・新しい補助制度の創設を検討
ケガや事故の保険	・学校で加入 ・保護者会練習時は活動団体で加入		・平日の活動は学校部活動と同じ ・休日の活動は活動団体で加入	・活動団体で加入	・活動団体で加入	・活動団体で加入
中体連大会への参加	・出場可能		・出場可能	・出場可能 （県大会以上の大会は特設部扱い となり、生徒が在籍している教員 の引率が必要だが、県中体連に登 録することで地域クラブとして参 加可能）	・県中体連に登録することで参 加可能	・県中体連に登録することで参加 可能